

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための時短要請に伴う協力金制度一覧

	京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		緊急事態宣言に伴う要請 緊急事態措置協力金		京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金		京都府による要請 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	
	第1期 【受付終了】	第2期 【受付終了】	当初分（第3期） 【受付終了】	延長分（第4期） 【受付終了】	第5期 【受付終了】	第6期 【受付終了】	第7期 【受付終了】	
期間	12月21日(月) ～1月11日(月) 【22日間】	1月12日(火) ～1月13日(水) 【2日間】	1月14日(木) ～2月7日(日) 【25日間】	2月8日(月) ～2月28日(日) 【21日間】	3月1日(月) ～3月14日(日) 【14日間】	3月15日(月) ～3月21日(日) 【7日間】	4月5日(月) ～4月11日(日) 【7日間】	4月5日(月) ～4月24日(土) 【20日間】
要請日	12月17日(木)	1月8日(金)	1月13日(水)	2月3日(水)	2月26日(金)	3月10日(水)	4月2日(金)	4月2日(金)
対象地域	京都市内	京都市内	京都府内全域	京都府内全域	3/1～3/7 (7日間) 京都府内全域 3/8～3/14 (7日間) 京都市内	京都市内	京都市内	山城・乙訓地域
対象業種	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等	接待を伴う飲食店 酒類を提供する飲食店等	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	飲食店 遊興施設等（飲食店営業許可を受けている施設）	
要請内容	午前5時～午後9時の営業を要請	午前5時～午後9時の営業を要請	午前5時～午後8時の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後7時）	午前5時～午後8時の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後7時）	午前5時～午後9時の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後8時）	午前5時～午後9時の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後8時30分）	午前5時～午後9時の営業を要請（酒類の提供は午前11時～午後8時30分）	
協力金額	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円 （定休日や年末年始の店休日を除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日を除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×6万円 （定休日等の店休日を除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×6万円 （定休日等の店休日を除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日を除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円 （定休日等の店休日を除く）	1施設（店舗）につき、時短要請に応じた日数×4万円／日 （定休日等の店休日を除く）	
連続要件	遅くとも12月25日(金)	遅くとも1月13日(水)	時短営業の協力開始日から2月7日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から2月28日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から3月14日（京都市以外は3月7日）まで連続して時短	時短営業の協力開始日から3月21日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から4月11日まで連続して時短	時短営業の協力開始日から4月24日まで連続して時短
受付期間	1月12日(火) ～2月19日(木)	2月8日(月) ～3月12日(金)	2月8日(月) ～3月12日(金)	3月15日(月) ～4月5日(月)	3月15日(月) ～4月5日(月)	4月1日(木) ～4月21日(水)	5月14日(金) ～6月15日(火)	5月14日(金) ～6月15日(火)

まん延防止等重点措置に伴う要請 まん延防止等重点措置協力金		緊急事態宣言に伴う要請 京都府緊急事態措置協力金		
	第8期 【受付終了】	第9期 【申請受付中】	第10期 【申請受付中】	第11期
期間	4月12日(月)～4月24日(土) 【13日間】	4月25日(日)～5月11日(火) 【17日間】	5月12日(水)～5月31日(月) 【20日間】	6月1日(火)～6月20日(日) 【20日間】
要請日	4月9日(金)	4月23日(金)	5月7日(金)	5月28日(金)
対象地域	京都市内	京都府内全域	京都府内全域	京都府内全域
対象業種	飲食店 遊興施設等(飲食店営業許可を受けている施設)	①飲食店等 ②大規模施設等	①飲食店等 ②大規模施設等	①飲食店等 ②大規模施設等
要請内容	午前5時～午後8時の営業を要請 (酒類の提供は午前11時～午後7時)	①飲食店等：休業を要請 ※酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請 ②大規模施設等： 休業を要請。	①飲食店等：休業を要請 ※酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請 ②大規模施設等： 商業施設等は、平日は営業時間短縮、土日は休業を要請。 映画館等は、時間短縮営業を要請。	①飲食店等：休業を要請 ※酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請 ②大規模施設等： 商業施設等は、平日は営業時間短縮、土日は休業を要請。 映画館等は、時間短縮営業を要請。
協力金額	1施設(店舗)につき、時間短縮営業の要請に応じた日数× (定休日等の店休日を除く) ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可	1施設(店舗)につき、休業・時間短縮営業の要請に応じた日数× (定休日等の店休日を除く) ①飲食店等 ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可 ②大規模施設等 ●大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円／日・施設 ●テナト・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円／日・店舗	1施設(店舗)につき、休業・時間短縮営業の要請に応じた日数× (定休日等の店休日を除く) ①飲食店等 ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可 ②大規模施設等 ア：休業要請に応じた場合 ・大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円／日・施設 ・テナト・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円／日・店舗 イ：時短要請に応じた場合 アの支給額に「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給	1施設(店舗)につき、休業・時間短縮営業の要請に応じた日数× (定休日等の店休日を除く) ①飲食店等 ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等※) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 ※中小企業においてもこの方式を選択可 ②大規模施設等 ア：休業要請に応じた場合 ・大規模施設：自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円／日・施設 ・テナト・出店者：店舗面積100㎡毎に2万円／日・店舗 イ：時短要請に応じた場合 アの支給額に「時短要請に応じて短縮された営業時間／要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給
連続要件	時短営業の協力開始日から4月24日まで連続して時短	協力開始日から5月11日まで連続して休業等	協力開始日から5月31日まで連続して休業等	協力開始日から6月20日まで連続して休業等
受付期間	5月14日(金)～6月15日(火)	※「飲食店等への協力金」の申請受付を開始します。 6月7日(月)～7月8日(木)	※「飲食店等への協力金」の申請受付を開始します。 6月7日(月)～7月8日(木)	6月下旬～7月上旬に受付開始予定

